

20 感染症の発生（結核）

【事例】

ある児童生徒は、10月上旬から咳や痰等の風邪症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ結核と診断された。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・他の児童生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

[関係機関等との連携]

- ・診断した医師から保健所に届け出が出され、保健所が対策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には保健所に協力する。
- ・教育委員会、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、教育委員会に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

[保護者への対応]

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- ・病状等に応じた対応を行うことになるため、他の児童生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・結核と診断された児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

[その他]

- ・結核と診断された児童生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめ等の問題行動が生じないように、指導に努める。

○今後の対応策（感染予防）のポイント

[感染予防]

- ・全ての児童生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握等に努める。
- ・保健教育において、結核に関する正しい知識や予防方法等の指導の充実に努め、児童生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、児童生徒の健康状態を的確に把握するように依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- ・地域における発生や流行状況等を把握する。
- ・教職員は、自身が発病すると児童生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。